

## 反抑圧実践の手段としてのアドボカシー

ジェーン・ボイラン, ジェーン・ダリンブル  
(堀正嗣・栄留里美共訳)

### 【解説】

本稿は、Boylan, J. and Dalrymple, J. (2009) *Understanding Advocacy for Children and Young People*, Open University Press. に収録された Boylan, J. and Dalrymple, J. (2009) *Chapter 7 Advocacy as a tool for anti-oppressive practice.* の翻訳である。

Boylanはキール大学の、Dalrympleは西イングランド大学のソーシャルワーク上級講師であり、ソーシャルワーカーとしての現場経験を踏まえて子どもアドボカシーの研究に取り組み、この分野ではイギリスを代表する研究者である。この著書では、子どもアドボカシーの歴史、子ども時代と権利・参加・声・抵抗とアドボカシーの議論、アドボカシーの定義・形態を経て、この7章に至っている。

世界的に見ても子どものアドボカシーの理論化は、高齢者・障害者分野に比して遅れている。それゆえ子どもアドボカシーを初めて体系的・理論的に論じた本書は大きな学問的意義を持つものであり、基本文献として関係論文で数多く引用されている。

本書は、アドボカシーを既存の子どもへの態度や制度に対して意義申し立てを行い、政治的に立ち向かう実践として描いている。その実践の背景にあるのが反抑圧実践理論 (Anti-oppressive practice theory) である。反抑圧実践理論は、マルクス、フーコーなどの権力関係についての理解、フェミニズムやアダルトイズムなどの社会的抑圧への理解を基にしたソーシャル

ワーク実践理論である。イギリスが発祥の地であり、クリティカルソーシャルワーク理論の1つに数えられ欧米ではよく知られた理論である。本章ではアドボカシーをこの反抑圧実践について理解し、実現するための手段、方法として分析し、本書の理論的核心をなしている。

### 【翻訳】

実際には何もしてもらえなかったんだ。僕は若かったし、僕のこと、妹と弟のことみんな信じてくれなかったから（青年<sup>(1)</sup>，CROA2000）。

本書のここまでの章では、子ども時代、子どもの権利、権力、参加、声、抵抗に関する言説と関連づけて、アドボカシーを論じてきた。このことは、アドボケイト（独立アドボケイトであれ仕事の一環としてアドボカシー役割をとる専門職であれ）を社会正義の実現に関与し、社会変革を促す批判的な実践者として位置づけることを意味している。4章においては、アドボカシーを（子どもへの既存の態度や制度に対して）異議申立を行い、政治的に立ち向かう実践として描いてきた。そのことは、子どもに対する態度変革と子どもへのサービス提供の組織的変革のための手段としての、アドボカシーのラディカル（根源的・急進的）な可能性と有効性を指し示している。すなわち反抑圧実践の手段としてアドボカシーを理解することができるかと私たちは主張しているのである。

「反抑圧実践とは、まさに人々が沈黙させられることがないようにすることである」（Dalrymple and Burke 1995: 162）と言われてきた。サービス利用者の声と政治的活動を促すこの言明は、本章で後述するアドボカシーの諸価値とよく合致するものである。子どもに関する反抑圧実践は、人道主義と社会正義の価値に影響を受け、彼らの経験と意見を考慮するラディカルなアプローチとして描くことができる。それは、権力、抑圧、不平等の概念が個人的、構造的関係をどのように決定づけるのかについての理解に基づくものである。子どもへのサービスは、実際に変化を引き起こすものであるべ

きだという信念が反抑圧実践の基盤となっている（Dalrymple and Burke 2000）。反抑圧実践に関する下記の諸原則は、Clifordら（Cliford 1995; Burke and Harrison 1998; Cliford and Burke 2001）の研究を援用したものであり、黒人フェミニスト及び他のマイノリティの視点から導かれている。これらの原則は、反抑圧実践とアドボカシーに関する思想を発展させ、アドボケイトの仕事を支えるものである。

- ・子どもとおとなの間の様々な権力関係の社会的差異を分析すること、及び子どもアドボカシーの活動に関係するすべての人々の生活において相互作用するその他の差異を分析すること。
- ・子どもがアドボカシー支援を必要とする状況において、生起している多様な権力次元の性質を認識すること。
- ・子どもがアドボカシー支援を求める状況における、相互作用する諸組織の多様な効果と段階を認識すること。
- ・アドボカシーの受容と提供における人々の理解と行動が、個人的及び組織的な経験によって、どのように導かれ、また形成されているのかを検討すること。
- ・アドボケイトと子どもとの間の相互作用を分析すること（再帰性）。

反抑圧実践との関連においてアドボカシーの文脈を明らかにするために、まずアドボカシーの諸価値を一瞥することから始める。エンパワメントの原則について考察し、次に批判的実践者としてアドボケイトという概念について論じる。最後に、アドボカシーが主に作用している場の構造を検討し、アドボカシーサービスの委託者と共に働くアドボケイトがかかえる問題を考察する。

### アドボカシーの諸価値

私たちは、おとなの価値観によって支配された世界に住んでいる。子

どもの権利は倫理的であると同時に政治的問題でもある。子どもを抑圧し、すべての子どもが安全に享受すべき機会を否定するおとなの権限と、それら [子どもの権利——訳者] は葛藤しているのである。(Utting 1997: 3)

アドボカシー支援を求めている子どもの生活には、固有の曖昧さと複雑さがある。それらを対象に働いているアドボケイトと実践者(ワーカー)にとって、個人的、専門的、組織的諸価値の批判的検討を行うことは不可欠である。そのことによって、私たちは、これらの諸価値のぶつかり合いについて考察することができると同時に、アドボカシー実践の本質と適用範囲について熟慮することができるのである。弱い立場の子どもを支援するアドボケイトの諸価値に同意することには、固有の困難が伴わないわけではない。価値は、「個人と集団が彼ら自身及び彼らの住む社会に対して抱く一連の信念、思想、前提として描かれてきた。価値は、人々の日常生活を方向づける文化及び社会規範の一部であり」(Edy 2000: 18)、「宗教、倫理、政治的／イデオロギイ的原則、信念／態度の一つまたはすべて」を言い表すために利用されてきたのである (Banks 2001: 6)。

ここでは、Atkinson (1999)による諸価値の概要と、表7.1に示した「アドボカシーサービス提供のための全国基準」(Department of Health 2002; Welsh Assembly Government 2003)を引用し、アドボカシー実践は以下の価値を含むものであることを示したい。

- ・ 社会正義へのコミットメント
- ・ 子どもへの尊敬
- ・ 独自性と多様性を価値づける
- ・ 声を上げられるように子どもをエンパワーする
- ・ 子どもへの差別・抑圧に立ち向かう

しかしながら、競合し時に対立する諸価値を考慮しなければならないことにアドボケイトは気づくであろう。たとえば、独立アドボケイト自身の価値観が、アドボカシーサービスの諸価値と葛藤するかもしれない。同じように、アドボカシー役割を行う専門家は、彼ら自身の価値観と働いている組織の諸価値に緊張があることに気づくかもしれない。子どももまた彼ら自身の価値基準をもっている。

**表7.1 「アドボカシーサービス提供のための全国基準」において示された核となる原則**

- ・アドボケイトは子どものためだけに働き、他の人のために働くべきではない。
- ・アドボケイトは、個人として子どもを価値づけ尊敬すべきであり、あらゆる種類の違法な差別に立ち向かうべきである。
- ・アドボケイトは、ケア下にある子どもが自分に何が起こっているのかを理解できるように、彼らの意見が聴かれるように、可能なら彼らに関する決定がなされる時選択できるように保障すべきである。
- ・アドボケイトは、子どもが不満に思っていることについて、問題と懸念を表明できるように支援すべきである。このことは1989年児童法26条に規定された公式・非公式の苦情申し立てを含むものである。

表7.2は、アドボカシー実践において生じるかもしれないいくつかのジレンマを表している。多様な価値基準を批判的に省察することによって、異なる言説が子ども達の意味決定にどのような影響を与えているのかを、子どもアドボケイトは検討できる。たとえば「最善の利益」パラダイムが支配的な状況は、リチャードとシアラの両方に、異なった方法で影響を与えているかもしれない。学校を休むことが許されるかどうかについて彼らがどのように捉えているかは別にして、リチャードの価値観は彼の教育に関する個人的経験と学校に行くことがマーサの「最善の利益」だという認識に影響されているかもしれないし、他方シアラは出席しないことが彼女の「最善の利益」だ

と実際信じているかもしれないのである。

### 表7.2 演習 アドボカシーの諸価値

リチャードとシアラの二人は同じアドボカシーサービスで働くアドボケイトである。二人とも、学校を休みがちである青年を支援している。リチャードは、マーサ（12歳）を学校に行けなくなって以降支援してきた。学校でマーサが直面していた困難の一端はいじめに関するものだった。マーサの意見、気持ち、願いを学校側に聞いてもらえることを目的に、リチャードは支援してきた。学校側は、彼女がスムーズに学校復帰できるようにするための計画を作成した。しかしマーサは学校に毎日登校するのは難しいと思った。マーサは最近リチャードに電話して、学校のある日に訪問してほしいと頼んだ。リチャードは会うことには同意したが、マーサは、本来は学校に行くべきなのだから、放課後に訪問すると強く主張した。学校に行かねばならない青年を支援するときには、彼はいつもそうである——たとえ青年が家にいても、放課後まで訪問しないのである。他方、シアラは、学校にいるべき時間に青年と会うことは平気である。彼女はリチャードの価値観を尊重しているが、このことで仕事が楽にできるし、いじめを受けていたり他の困難を体験しているかもしれない青年が休まず学校に行くことを強調するような個人的価値観を自分にはもっていないことにも気づいている。彼女はまた、不登校を選択する青年の意思を尊重していると主張している。

- ・アドボケイトとしての支援方法に、リチャードとシアラの個人的価値観・信念はどのように影響していると考えますか。
- ・人生経験のどの側面が、マーサを支援する各々のアプローチに影響を与えてきたのでしょうか。

学校に関するあなた自身の経験について考えることが、このことを考える助けになるかもしれません。

- ・教育と学校に行くことに価値を置くかどうかについて、両親／養育者の考えはどのようなものでしたか。何が彼らの考え方に影響を与えたか分かりますか。
- ・教育がどのように理解され、価値づけられるかということについて、ジェンダーによる違いがありますか。
- ・どこの学校にいきましたか——私立ですか公立ですか、通学でしたか寮でしたか。男子校や女子校、信仰を基盤とした学校でしたか。またはホームスクーリングでしたか。
- ・教育と学校に行くことに価値を置くかどうかについて、あなた自身の態度はどうですか。
- ・教育と学校に行くことに関する価値を、批判的に省みることを可能にする経験に気づきましたか。

2章の子どもの権利に関する議論において、保護主義者と解放主義者の視点を検討した。これらの視点と関連づけて諸価値を考察するならば、子どもの権利に関する異なる方向性の間に緊張があることが理解できる。同様に、このアドボカシー実践を支える国連子どもの権利条約は、子どもの生活を改善する重要な手段であり、子どもの権利の発展における重大な出来事であると認識しなければならないが、保護主義の原理に基づいてもいるのである。第3条はこれを考えるために興味深いものだ。ここでは、子どもに関するすべての決定において、子どもの最善の利益が主として考慮されるべきであるとされているのである。国連子どもの権利条約においてこの原則が明確に定義されていないので、子どものケア、教育、少年非行のような領域毎に、個人、あるいは組織的な価値によって、実践におけるこの原則の適用の仕方は多種多様であるとKilkelly and Lundy (2006)は指摘している。子どもの権利条約と様々な法律——たとえば1989年児童法、2004年児童法、1995年（スコットランド）児童法、1995年（北アイルランド）児童法——は、アドボカイトが反抑圧実践を促進するための手段である。しかしながら、子どもの権

利を促進する際にも、2章で概観した子ども時代に関する〔保護主義者と解放論者の——訳者〕競合する言説に気づく必要がある。とはいえ、意思決定に主体的に参加する子どもの権利を、様々な法律は規定しているのである。

上記の5つの価値観によって支えられた実践は、反抑圧実践の諸原則と統合することによって強化しうる。そして、子どもが尊重され、声が聴かれ、応答される権利を保障することをめざすアドボケイトの情熱と決意も、こうした実践によって維持することができるのである。次の表7.3におけるマーカスの状況を、この章のはじめにあげた原則に照らして簡単に分析する。

このシナリオにおいて、マーカスを単にホームレスであり収監されている若い黒人男性として見ることは簡単だろう。しかしながら、ケアシステムを経験してきて、すでにホームレスを経験し、たくさんの喪失をしてきた、たとえば母親から離れられ、家と自由を失ってきた青年としてアドボケイトはマーカスの状況を認識する必要があるだろう。彼はまた叔母からも拒絶されてきたのである。これらのことは執行されつつある権力のさまざまな次元に流れ込む。母、叔母、司法部、刑務所、住宅局、ソーシャルサービス、コネクションズ<sup>(2)</sup>と少年非行チーム（YOT）<sup>2</sup>、これらすべてが様々なレベルにおける個人的な関係性、組織的及び地域的な関係性を形成し決定している。

アドボケイトは、自分自身の力、マーカスの力、相互に作用しあう様々な組織が持っている力を考慮する必要がある。少年非行チームのワーカーが自身の力の限界に気づき、そのことによってアドボケイトのサポートが役立つかもしれないとマーカスに提案したことを私たちは見て取ることができる。

### 表7.3 ケーススタディー：マーカス

マーカスは、12歳から14歳の間地方自治体により里親委託されていた16歳の黒人青年である。彼の母親であるフィロメナは、ガーナからイングランドに、両親と共に4歳の時移住しており、躁うつ病でひとり親である。14歳のとき、マーカスはフィロメナと住むために戻ってきて、最初はいまうまくいっていた。しかし、マーカスの知らないところで、フィロメナの借金



が増加し、だんだん対処するのが難しくなり、彼女の精神的健康にもこのことが影響した。マーカスが15歳の誕生日を迎えて間もなく、彼らは自宅から追い立てられ、フィロメナは姉 [マーカスの叔母——訳者] と暮らすために引っ越した。しかしながら、マーカスはASBO（反社会的行動命令）<sup>1</sup>を受けていたので、叔母家族は彼については家に迎え入れたくなかったのである。このことでマーカスはホームレスとなり、しばらくは自力で何とかしようとして、友達の家や戸外で寝泊まりしていた。マーカスはケア下に戻りたくなかったので、ソーシャルサービスに援助を求めたくなかったのである。このころ、マーカスは深刻なけんかをし、傷害罪で訴えられた。そのことで彼は少年刑務所での、12か月の「拘留訓練命令」を受けた。

釈放を前に、マーカスは住むところがどこにもないことについて懸念を示した。アパートに住むにはどうすればいいのかを、少年非行チーム（YOT）のワーカーに相談したのである。YOTのワーカーは、住宅扶助申請書を記入することを検討したが、釈放時にホームレスであることをマーカスが申告する必要があることも認識していた。それで、しばらくの間友達に頼る必要があるかもしれないとマーカスに話した。しかしながら、マーカスの安寧な生活と、支援と住宅がないために再びトラブルに巻き込まれる危険性をワーカーは心配してもいた。ワーカーがソーシャルサービスにコンタクトをとると、このケースは終結し、マーカスはもう16歳なのでおとなに分類されると申し渡された。YOTワーカーは利用可能なアドボカシーサービスについてマーカスに話し、マーカスは少年刑務所に定期的に訪問しているアドボケイトと話をすることに同意した。

このアドボケイトはソーシャルサービスに新たに照会した。しかし、少年非行チームとコネクションズを通して提供されたサービス以上のことは何も提供できないと伝えられた。アドボケイトはそこで、地方自治体の法律部門に手紙を書いて、1989年児童法20条に基づいて、マーカスに住居を提供するという観点から「ニーズのある子どものアセスメント」を行う義務が自治体にはあるということを訴えた。その結果、ソーシャルサービス

はマーカスの釈放前にアセスメントを行い、彼に住居を提供することに同意した。アドボケイトは、それで、必要かもしれない他の支援をマーカスと共に考えることができた。

組織の中で働いている自分自身の立場とは対照的なアドボケイトの独立性について、少年非行チームのワーカーは知っていたのかもしれない。アドボケイトは、ソーシャルサービスへの最初の接触で無力感を経験したが、組織に関する知識を彼らの反応に対抗するために使うこともできた。ここで「社会的地位」の権力性を省みることもまた興味深い。マーカスには「育成を受けている子ども」「ニードのある子ども」「非行少年」という様々なラベルがつけられてきた。これらのラベルは、マーカスの強さ（ストレングス）と回復力を潜在的に覆い隠してしまうものである。

- ・彼は精神保健上の問題を経験した親と住んでいた。
- ・ホームレスを経験した。
- ・15歳の時、彼はソーシャルサービスの助けなしに生活することを意識的に選び取った。
- ・しかしながら、収監されている間に、住む場所を探すために支援を求める必要があることに気づいた。

ここでのアドボケイトの役割は課題を基盤にしたものであり、活動を中心としたものである。しかし、傾聴してもらい、価値を認めてもらい、最終的に肯定的な結果を得たことにより、他のおとなとの最近の否定的な経験があっただけになおさら、アドボケイトと少年非行チームワーカーをマーカスは忠実な友達だと感じたかもしれない (Dalrymple 2004a)。アドボケイトはそれゆえ反省的で再帰的であることが必要である。

再帰性というのは、「諸価値、社会的差異、力の諸個人間の相互作用への影響を継続的に考慮すること」とされる (Burke and Harrison 1998: 229)。

そのことによって、マーカスとの関係の本質をアドボケイトが理解し位置づけることが可能になるであろう。マーカスは、いろいろな経験の結果、社会に不平を抱きがちな若い黒人男性である。女性のアドボケイトは、マーカスの女性に対する態度を考える必要があるだろう。特に彼は母親と叔母に打ちめされてきた経験をもつためである。フィロメナは家の主人だった。それで黒人女性や力をもつ女性に対して、マーカスは特別な見方をしているかもしれない。女性のアドボケイトはそれゆえ、たとえ彼を尊重してかわり彼の状況を改善しようと支援しているときでさえも、こうした状況の中での彼女自身の力とマーカスがそれにどのように反応するかに配慮する必要がある。このことはマーカスとアドボケイトの関係性に重大な影響を与えるかもしれない。里親ケアでの関係性がどうだったのかはわからない。しかし、里親ケアの経験を理解し、彼の養育者の民族性について考えることは、明らかに重要なことである。男性のアドボケイトもこれらの問題を心に留めておくであろうが、2人の男性の間の力関係という別の次元の問題もある。もしマーカスが暴力的なギャング文化にかかわってきたなら、彼は若い黒人男性として、男であることや腕力、そして彼自身のアイデンティティについて特別な見解をもっているかもしれない。自立して生活しようとする彼の決意は、彼が置かれている状況を反映しているというだけでなく、自分自身で生き残れるし生き残るべきだという若い黒人男性としてのプライドや自己同一性の反映でもある。アドボケイトにとってのここでの重要な問題は、二者間の相互作用に、自分自身のジェンダーとエスニシティがどう影響するかを考慮すべきだということである。さらに、アドボケイトは、暴力犯罪についての固有の感情と価値観をもつであろうし、そのことは暴力犯罪に関与している若い黒人男性にどのように関わるのかということに影響するであろう。困難な状況にある子どもを支援するときに私たちが感じるかもしれない恐怖について知り、認識することが大切である。ここに、先に挙げた5つの価値に依拠し子どもへの抑圧と周縁化に立ち向かうおうとするだけでなく、マーカスのような青年を「裁き押さえつけたくなる」感情をも抱きかねないアド

ボケイトにとっての緊張がある。このことが、彼が過去に経験し現在も感じ続けている痛みをアドボケイトが理解し損なうことにつながり、ついには声の聴き方にまで悪影響を与えるかもしれない (Ferguson 2005; Dalrymple and Burke 2006)。

### アドボカシーとエンパワメント

4章でアドボカシーの定義を検討する中で、アドボカシー支援を求める子どもが、遭遇した組織と援助過程によって力を奪われたと感じる仕組みについて論じた。たとえば頻繁に住居を移動することによる孤独の経験は、無力感をもたらし、意思決定を困難にしてしまう。長く住んだ場所からの移動はとりわけ、青年にとって情緒的な傷つきと混乱を伴うものになりうる。もし青年が自分の家だと思っている長期間の里親宅から、全く馴染みがない児童養護施設に移動することになるなら、事態はより深刻である。スラヤの次の経験 (表7.4) には、喪失と生活上の様々な出来事に対して何の力も影響力も持てないという気持ちが表れている。エンパワメントはアドボカシー実践の一要素にすぎず、それだけでは十分ではないと論じてきたが、他方ではスラヤのような子どもが意思決定に影響を与えられるように支援することにより、不正と抑圧に立ち向かい平等を促す戦略としてエンパワメント実践の意義を理解することもできるのである。エンパワメントの過程を探究することはそれゆえ、反抑圧実践のための手段としてアドボカシーを理解するために有益なのである。

多くの専門家がエンパワメント実践は様々なレベルで生じると論じている。アドボカシー実践に関してこれがどのように行われるのかを簡単に見ていこう。本質的に、エンパワメント実践は3つの段階で生じる。最初の段階は子どもの一人ひとりの経験に関係している。青年の考えと気持ちは、不平等と抑圧をどのように経験するかということに影響を与える。この段階におけるアドボケイトの役割は、自分の置かれている状況についての適切な見方と意見を共有できるように支援することである。Rees (1991)は、物語を語

る過程がどのようなものであるかということは、サービス利用者の声を聴く方法——彼はこれを「約束された伝記」と呼んでいるが——として重要であるのと同様に、それ自体として重要であると論じている。この過程において、自分を価値ある存在として扱い、真剣に取り組んでもらったと感ずることで、青年はこれまでより自信をもてるようになる。すなわちこの経験自体がエンパワメント体験なのである。アドボケイトが支援している多くの子どもが、おとなと有意義な話し合いができないと以前には感じていたという事実があるので、Percy-smith (2006) が描いた「コミュニケーション可能な空間」をつくるのが、ここでアドボケイトにとって助けとなる。

#### 表7.4 ケーススタディー：サラヤ

サラヤは赤ん坊の時からケアシステムに入り、里親委託されていた。サラヤは14歳になるまで、同じ里親の下、同じ家に住み、地域の学校に通っていた。サラヤはこの時が本当に幸せだったと思っている。学校を卒業したら、大学に進学したいと彼女は考えていた。しかし、悲しいことに、里親委託が終わってしまうという問題が生じたのだった。引き続く2年間に、サラヤは人生の大きな変化と分裂を経験した。彼女はいくつもの児童養護施設を転々として、それは快適ではない環境だった。突然移動するので、彼女の持ち物は黒いごみ袋に入れてあちこち移動させられ、怒りと絶望がない交ぜになった気持ちだったことを鮮明に思い出す。プライバシーのなさ、スタッフが変わること、誰も彼女のためにいるのではないという気持ち、それらが彼女は嫌だった。16歳になったとき、はじめてアパートに「入居」したことを思い出す。アパートに住むには支援がなく、準備が足りないとサラヤは感じた。ひとり暮らしにうまく対処ができず、彼女は退去させられ、支援のある宿泊所に移るが、すぐにうまくいかなくなってしまった。それで彼女はホームレスの青年のための宿泊所内にある「自立生活」に委託された。そこで持ち物を盗まれたり、金銭的な苦勞を経験したが、彼女は今なお大学に行きたいと思っている (Boylan 2005: 112)。

第2段階は自己覚知に関するものである。子どもが自分自身について知識を得て、自分の状況について考え始めるにつれて、彼らはアドボケイトと働いたり、同じような環境にいる他の子どもたちと（ピアアドボカシーとして）話せるようになり、無力感から脱して状況を変えられると感じられる拠り所になる考え方を見出すことができる。個人的な段階を超えるために、子どもの生活の文化的文脈について考える必要がある。彼ら自身の伝記と他の子ども達の伝記とのつながりができるにつれて、自分の置かれている状況についての洞察と自己知識を子ども達は得るようになるであろう。最後の第3段階はシステムックアドボカシー、つまり広い社会的・政治的構造を変えるためにアドボカシー支援を受けつつ子どもが活動するというに関わっている。この段階では、法制度、政策、実践を変えるということが常に目標となるが、一人の子どもの生活に影響を及ぼす小さな変化に留まるかもしれない。

#### 表7.5 子ども保護会議<sup>(3)</sup>の経験

会議に来たら、議長は本当に歓迎してくれる。でも、実際の会議が始まったら、ただ事務的に進めるだけになってしまう。専門用語とかイニシャルとかも話されている。青年も私もそのイニシャルの意味が何なのかわからない——私はそれらの用語が重要であるのかどうかもわからなかった。

……彼らは聴いたけど、……………何も変化はなかった。

そこにいる何人かは全然聴かなかった。彼らは口出しばかりした。

私は彼らがそのことに気づいていたと思わない。(アドボケイトは) 報告書の間違いを指摘した。(ウィルトシャー州の子ども保護会議の評価をするためのフィールワークで得られたコメント、Dalrymple 2005)

表7.5におけるコメントは、アドボケイトと子どもの両方が子ども保護会議に参加することの影響を示している。この事例を通して、「約束された伝記」が現実のものになるためには、すべての子ども保護プロセスが尊敬と公

正、平等によって特徴づけられた「コミュニケーション可能な空間」になることが必要であることを理解できる。地方自治体代表の次の引用は、エンパワメント過程の一部として課題基盤アドボカシーとシステムミックアドボカシーを統合することが必要だという認識を示している。

子ども保護システムにおいて子どものための正義を促すということは、アドボカシーにとっても難題である。しかしながら、ケースアドボカシーと政策レベルアドボカシーの両方が子ども保護サービスの方向性に影響を与えることに伴って、子どもの権利を尊重する風潮は強まってきている(Wyllie 2000: 6)。

### アドボカシー、反抑圧実践と批判的実践者

アドボカシーと批判的実践について考察することによって、アドボケイトがどのような力を持っているかという観点からではなく、多様な実践の文脈の中、機会をどう活用するかという観点から、実践を素描することができる。「批判的実践」とは、公平で、反省的で、様々な見解、経験、前提を考慮に入れるということを意味する。(Glaister 2008: 9)。批判的実践の諸原則は、アドボカシーと相性が良く、批判的実践者はサービス利用者の生活をエンパワーし、変化をもたらさなければならない(Adams et al. 2000)ということがとりわけ重要である。

批判的実践についての論評の中で、Adamsら(2002)は、システムミックアドボカシーに密接に関連づける方法で、Brechinの研究を発展させた。「変化をもたらす」ということは、社会的に抑圧されている集団のエンパワメントについて考えるために、個人を超えていくことであり——課題基盤アドボカシーとシステムミックアドボカシーをリンクさせることの重要性を批判的実践者は認識する、ということを示している。

批判的実践の概念は下記の仮定によって支えられるという認識を、批判的視点から子どもを支援するアドボケイトは持たなければならない。

- ・社会的・組織的構造、たとえば家族、学校、または児童保健サービス、児童福祉サービスは、固定的なものでも、変わらないものでもない。
- ・子どもの声は彼らの状況に意味をもたらし、彼らのものの見方は結果に影響を与える。
- ・個人間の関係と構造は、明るみに出され説明されるべきおとなと子どもの権力関係に強い影響を与える。
- ・様々なアプローチとそれがもたらす結果を探求し、時にそれらを採用することは可能である (Glaister 2008)。

4章で変革はアドボカシー実践の中心であることを私たちは理解した。それは反抑圧実践にとってもまた中心なのである。このことは下記のアドボカシーの定義に要約されている。

アドボカシーは、変革の過程であり、学びの過程である。それは、子どもの権利への尊重を促進し、子どもの生活に影響を与える組織の計画と異議申立への参加を促す。子どもの経験と意見によって行動することによって、アドボカシーは、個別のケースワークを超えるのである (UCAN Annual Report 2004-2005)。

アドボカシーに関する私たちの検討は、おとな／子どもの権力関係及びおとなと組織による子ども抑圧の考察によって支えられてきた。組織の構造、政策、実践が抑圧的なものになる潜在的可能性を考慮することが出発点である。そして子ども抑圧に立ち向かうために組織と青年との間にある関係性を再考する責任が、おとなである私たちすべてにあるという認識が、そのことより芽生えるのである。このことには困難が伴う。アドボカシーサービスへの資金提供は特定の子どもの集団を対象としており、それゆえアドボカシーサービスの提供方法を規定する組織の構造によって、アドボカシーへのアクセスは規定されるからである。さらに、研究では、アドボカシーの届く範囲



について懸念があげられている。——たとえば、育成を受けている子どもはサービスを利用できるにもかかわらず、民族的少数者出身の子ども、障害児、乳幼児は利用できないかもしれない。アドボカシーサービスが、彼らのニーズに合致した十分な資源、技術、知識を備えていないからである(Oliver 2008)。支援を受けていない障害児の一時的な保護においては、苦情申立自体とその過程におけるアドボケイト支援の両方への効果的なアクセスが保障されていないこと、及び難民、難民申請者、頻繁に移住先を変える子ども達へのサービスも制限されていることを、保健サービスについて苦情を申し立てるウェールズの青年に関する研究は示している。より一般的には、ウェールズにおける研究は、障害児、住所地の地方自治体以外にいる、短期的レスパイトケアにいる、里親委託されている子どもへのサービス提供に関して重大な困難さを認識している(Pithouse and Parry 2005)。オリバーの研究が証明しているように、アドボケイトは主に白人女性であり、「障害があると公言している者」はごく少数にすぎないからである(Oliver 2008: 39)。6か月間において80パーセントのアドボカシーサービス利用者は黒人と民族的少数者の子どもだったということをOliverの研究の中であるアドボケイトは報告しているが、この事実からすれば上記のことには懸念がある。全国基準<sup>3</sup>で、アドボカシーサービスは社会的に包摂的であることを保障しようとしているにも関わらず、彼らの抑圧に立ち向かおうとするまさしくそのサービスによって、子どもは抑圧され続けようとしているのである。

それゆえ特定の時間内におけるアドボカシーの状況とアドボカシーの発展に影響を与える要因を理解することの両方において、アドボカシーに関する研究と評価は重要な役割を担っている(Oliver and Dalrymple 2008)。そのことは、アドボカシーサービスが抑圧システムの一部になる可能性を理解すること、そして重要なことであるが、アドボカシーを理論化することの両方に貢献しているのである。近年のアドボカシー実践についての理論化により、一層の批判的実践として描かれるものが発展した。このようなアプローチは次のように描かれる。

第1に、支配、搾取、抑圧がない社会を發展させようとする実践に関わることである。それは、見かけ上類似した状況が複合的で多様な仕方  
で構築されているかもしれないことを認識することによって、構造が支配  
する方法に焦点を当てるだけでなく、常に変化している社会構成及び  
社会関係を人々が構築し、またそれらによって人々が構築される方法に  
も焦点を当てる。私たちは、このような社会関係と社会構造の理解を利用  
することによって、支配的理解と構造を解体し、多様な利害を持つ集  
団に対してより包摂的であるようにそれらを変化させる基盤とすること  
ができるのである (Fook 2002: 18)。

私たちは、子ども時代、権利、力に関する言説がどのように子ども、青年  
を周縁化し、抑圧するかを論じてきた。たとえば、あるおとなたちによって  
使われる言語は子どもを排除でき、より巧妙な方法で、彼らのアドボケイト  
を排除することもできる (Dalrymple 2003)。もしアドボカシーが子ども抑  
圧に立ち向かい、子どもの周縁化に抵抗するものであるならば、批判的実践  
者としてのアドボケイトは支配言説の持つ力を正しく認識する必要がある。  
「最善の利益」パラダイムが優位にあることを理解し認識することは、ここ  
では有益な例となる。

抑圧構造が知らぬ間に作用すること及び自分自身も抑圧構造の歯車になる  
可能性があることを、おとなであるアドボカイトは認識する必要がある、と  
いうことがこの分析から言える。様々な執筆者がアドボカシーが抑圧とな  
る可能性について書いている (Solomon 1976; Wilson and Bereford 2000;  
Fook 2002) 一方で、実践の多様な文脈の複雑性を取り扱うことのできるア  
ドボケイトの職業的専門知識は、反抑圧実践のための手段としてアドボカ  
シーを活用する機会を提供する——すなわち子ども及び子ども時代の構築  
に立ち向かう機会をアドボケイトに提供している。たとえば、ファミリーグ  
ループカンファレンス<sup>4</sup>は、他の意思決定形式と同様に青年を抑圧する可能  
性をもっている。ファミリーグループカンファレンスにおけるアドボケイト

の役割は、家族と専門職両者の権力に立ち向かえるように、青年を支援することである。このことによって、権力、抑圧、不平等がどのように個人的並びに構造的関係を決定しているのかを理解する批判的実践者としてアドボケイトは位置づけられるのである。

### 反抑圧実践とサービス委託者

サービス提供者の態度は、青年とアドボケイトの間を、またサービス提供者とアドボケイト・青年の間を分断する言説を通して、しばしば明瞭に示される。同様に、サービスへのアクセスを制限し、子ども中心の視点ではなく、むしろおとな中心の見方からアドボカシーを構築することを通して、アドボカシーへのコントロールが巧妙に行われている。これは、おとなであるアドボケイトは、おとなによりコントロールされた組織の中で子ども青年を支援しなければならないことを裏づけるとともに、組織によってアドボケイトが力を奪われるかもしれない、という危険性を思い起させる。他の専門職から排除されないために、アドボケイト達は組織内で仕事をする方法を探ろうとするかもしれないが、その結果アドボカシー支援を求める青年とは距離ができてしまうかもしれない。こうしたことは、アドボカシーサービスの委託者によるアドボカシーの構築に異議申し立てするために、アドボカシー文化の必要性を明言する方法を考えなければならないことを示している。Payneは、初期の思索においてこの側面を認識して、以下のように書いている。

サービス提供組織の中で、クライアントの利益のためにアドボカシーは行われるということを承認する「アドボカシーの文化」(Dalrymple 1993)を構築しなければならない。さもなければ、アドボカシーを通してクライアントによって申し立てられた提案や要求に対して、ワーカーは無分別に抵抗することができるのである(Payne 1995: 193)。

地方自治体のサービス、たとえば保健、教育、ソーシャルサービスは特定

の子ども集団へのアドボカシー提供に責任を負っているであろう。独立精神保健アドボケイトと同様に、子ども保護会議において、育成を受けている子どもに対して、サービス移行計画策定にあたって自閉症の子どもに対して、苦情を申し立てようとする子どもに対して、アドボカシー提供を委託されることは、たとえば独立組織にとって稀なことではない。育成を受けている子どもたちの再評価において、有意義な参加を青年ができるようにすることに責任をもつ独立再評価官がいるのと同様に、子どもの権利と参加を促進するワーカーも地方自治体に直接雇われているかもしれない。しかしながら、こうした事態は、専門職の中にアドボカシーの文化が存在するということを必ずしも意味しない。たとえば、職業的専門技術の一環としてアドボカシー役割を担っている子どもケアの実践者と独立アドボケイトの役割がしばしば混同されたり疑念をもたれたりしている。その一方で、サービス提供の契約をめぐる入札で競い合っているアドボカシー提供団体間の葛藤があり、そのことが専門職間の協力関係を難しいものにし、アドボカシーの役割を混乱に導いている(Oliver 2008; Parry et al. 2008)。それゆえ、地方自治体職員とサービス受託者は、全体の組織構造からすれば小さな部分の中で、——アドボカシーの文化ももたず——独立して運営されがちであり、自らの役割についての理解を広げるためにお互いの存在に気づかぬまま限られた資源をめぐる争っているのである。アドボケイト共同体内部と、仕事としてアドボカシー技術を使う実践者の双方に対話空間が作られるときだけ、アドボカシーの文化は発展し始めるだろう。子どもが発言できることに関係するすべての者を結びつける役割を持つ子どもの権利主事のような職員が、このような対話を可能にするための重要なポジションにいることは間違いない。そのことによって、サービスを利用する子どもの生活にあるバリアを取り除き、アドボカシーの役割を承認・理解するために協働できるのである。

アドボカシーの文化の発展もまた、アドボカシーの手続化への異議申立に寄与する可能性がある。全国基準に基づいて制定されたアドボカシーに関する諸規定と並んで、アドボカシーの市場化及び保健・ソーシャルケア・教育の

提供者が子どもにアドボカシーへのアクセスを提供することを期待されていることと関連して、このことが明確になってきた(Boylan and Wylie 1999; Parry et al. 2008)。反抑圧実践の文脈からすれば、変革のための武器であるという幻想を流布し、平等と社会正義を促すアドボカシーのビジョンを弱めることで、アドボカシーが委託団体の延長になってしまう危険があるということがここでの問題点である。

表7.6に概要を示した、スコットランド政府のサービス委託ガイドラインは、この可能性を理解するために有益である。さらに、手続き化のもう一つの側面は、会議たとえば再審査や子ども保護会議のようなもののために、子どもに報告書をつくることを期待していることである。私たちの懸念は、子どもとアドボケイトが変革のための力ではなくて、情報共有するために専門職と同じ手段を使う組織の歯車になることを期待されていることである。

**表7.6 アドボカシー委託のための遵守事項10項目、禁止事項10項目**

**遵守事項**

- 1 独立性がプロジェクト計画／サービス明細事項に組み込まれることを保障すること。
- 2 必要とされるプロジェクトを決定するとき、サービス利用者、サービス組織から独立している人々、既存のアドボカシーと権利に関する団体、アドボカシーを経験したことのある人々が関われるようにすること。
- 3 何を達成したいのか、委託するプロジェクトはそのニーズに合致するものかを評価すること。
- 4 現実的な諸目標とそれらを達成する適切な資源をもっているかを確認すること。
- 5 アドボケイトが忠誠を尽くす相手は、第1にアドボカシーサービスの利用者や集団でなければならず、委託者やサービス提供者ではないことを認識すること。

- 6 独立アドボケイトとアドボカシー団体にアクセスし支援を受けるニーズを人々もっていることを専門職スタッフが理解することを、サービス提供者は保障しなければならないと強調すること。
- 7 アドボカシーは、時に、サービスが変化し一人ひとりのニーズに合致するものになるために、葛藤を起こし、圧力をかけることを銘記すること。
- 8 ネグレクトされたり無視され続けてきた人は、ニーズを表明することが非常に困難かもしれず、激しく怒っているかもしれないことを銘記すること。彼らが何を言っているのかを理解し、適切な行動をするために労力を費やさなければならないかもしれない。
- 9 事業者を支援し計画を発展させるために時間、資金、労力を投入すること。
- 10 多くの異なる目標と期待に応えようとするよりも、一つのことに専念する方がアドボカシー団体にとってプラスになることがしばしばあることを銘記すること。

#### 禁止事項

1. アドボカシーの努力をコントロールしないこと。妥協したら効果のないものになる。
2. 不合理な期待をかけて、アドボカシー組織を失敗させないこと。
3. サービスを利用する人々、またはシステムから独立している人の主体的な参加なしに、アドボカシーの計画を発展させないこと。
4. アドボケイトとセルフアドボケイトを継続的にサポートすることを忘れないこと。
5. アドボカシー組織に資金だけを与えればいいと考えないこと。
6. 参加は時間とお金がかかることを忘れないこと。ボランティアとサービス利用者に必要な経費を支払うべきである。

7. 専門用語を理解し、支援なしに完全な世話人になることを非専門職に期待してはならない。
8. ほとんど支援がない状態では志気を高め信頼を回復することはできない、ということについて過小評価してはならない。
9. 不正に直面したとき、アドボケイトまたはアドボカシー事業が沈黙を守るということを期待してはならない。
10. 自由を抑制された上で、あなたのために意思決定がなされたとき、どのような気持ちになるかを忘れてはならない。

(Scottish Executive 2001)

## 原注

- 1 反社会的行動命令 Anti-Social Behavior Orders (ASBOs)は1998年犯罪障害法の第一条によるものである。この法律に規定されているハラスメント、恐怖、苦痛を引き起こす蓋然性を裁判所が認めたときに発せられる。
- 2 少年非行チームは、保健、ソーシャルワーク、教育ワーカー、警察、保護観察官を含む学際的なチームである。彼らは犯罪障害法1998年によって設立された。
- 3 基準3：「すべてのアドボカシーサービスは平等を促進する明確な方針の下に提供する。そして年齢、性別、人種、文化、宗教、言語、障害、性指向により子どもが差別されないようにサービスを監視する。」
- 4 ファミリーグループカンファレンスは、ニュージーランドで始まり、特定の問題を明確化し、その解決策を見つけるために、子ども、家族または拡大家族、友人関係のネットワークを結びつけるものである。

## 訳注

- (1) 英国の政策では、一般的に、子どもの年齢を0-4歳 (Early years)、5-13歳 (Children)、14-19歳 (Young people) のステージに分けて

区分し、それぞれのステージに合った政策を策定することが多く見られる。ここでは、0-4歳 (Early years) を「乳幼児」、5-13歳 (Children) を「児童」、14-19歳 (Young people) を「青年」と翻訳した。また Children and Young people、または年齢区分が明らかでない場合の Childrenを「子ども」と翻訳した。

- (2) コネクションズとは13歳から19歳の青年が利用できる公的サービスで、教育・住宅・健康など様々な問題について守秘義務の下に情報、助言、支持を受けることができる機関である。
- (3) 虐待を受けている恐れがある子どもを対象とする児童法47条調査の結果を受けて行われる会議であり、子どもの状況と親の養育能力について情報を共有し検討すると共に、今後子どもが重大な侵害を受けることになるか、子どもの安全と福祉を確保するために必要な支援は何かということについて話し合われる。この会議には子どもの関係機関すべてが参加し、子ども自身、家族にも参加が促される。この会議の中で今後重大な侵害を受けるリスクがあるとされた場合には、児童保護計画が作成され、専門家や家族、子ども自身の願いや気持ちも反映される。

## 文献

- Adams, R., Dominelli, L. and Payne, M. (2002) *Critical Practice in Social Work*. Basingstoke: Palgrave.
- Atkinson, D. (1999) *Advocacy: A Review*. Brighton: Pavilion Publishing Ltd./Joseph Rowntree Foundation.
- Banks, S. (2001) *Ethics and Values in Social Work*, 2nd edn. Basingstoke: Palgrave.
- Boylan, J. (2005). Reviewing your review: A critical analysis of the role and impact of advocacy in statutory reviews of children and young people looked after by their local authority. Unpublished PhD thesis, University of Staffordshire.



- Boylan, J. and Wylie, J. (1999) Advocacy and child protection, in N. Parton and C. Wattam (eds.) *Child Sexual Abuse: Responding to the Experiences of Children*. Chichester: Wiley.
- Burke, B. and Harrison, P. (1998) Anti-oppressive practice, in R. Adams, L. Dominelli, and M. Payne (eds.) *Social Work: Themes Issues and Critical Debates*. Basing-stoke: Macmillan.
- Clifford, D. and Burke, B. (2001) What *practical* difference does it make? Anti-oppressive ethics and informed consent, *Practice*, 3 (3): 17-29.
- CROA (2000) *Total Respect*. London: CROA.
- Dalrymple, J. (2003) Professional advocacy as a force for resistance in child welfare, *British Journal of Social Work*, 33: 1043-1062.
- Dalrymple, J. (2004a) Constructions of child and youth advocacy: emerging issues in advocacy practice, *Children and Society*, 19: 3-15.
- Dalrymple, J. (2005) *Child Protection Conferences in Wiltshire*. Bristol, University of the West of England.
- Dalrymple, J. (2007) Children and young people's participation in family group conferences, in C. Ashley and P. Nixon (eds.) *Family Group Conferences – Where Next?* London: Family Rights Group.
- Dalrymple, J. and Burke, B. (1995) *Anti-oppressive practice: Social Care and the Law*. Buckingham: Open University Press.
- Dalrymple, J. and Burke, B. (2000) Anti-oppressive practice, in M. Davies (ed.) *The Blackwell Encyclopaedia of Social Work*. Oxford: Blackwell.
- Dalrymple, J. and Burke, B. (2006) *Anti-oppressive practice: Social Care and the Law*, 2nd edn. Maidenhead: Open University Press.

- Department of Health (2002) *National Standards for the Provision of Children's Advocacy Services*. London: DoH Publications.
- Eby, M. (2000) The challenge of values and ethics in practice, in A. Brechin, H. Brown, and M. A. Eby (eds.) *Critical Practice in Health and Social Care*. London: Sage.
- Ferguson, H. (2005) Working with violence, the emotions and psychosocial dynamics of child protection: reflections on the Victoria Climbié case, *Social Work Education*, 24 (7): 781-795.
- Fook, J. (2002) *Social Work: Critical Theory and practice*. London: Sage.
- Glaister, A. (2008) Introducing critical practice, in S. Fraser and S. Matthews (eds.) *The Critical Practitioner in Social Work and Health Care*. Milton Keynes: Open University/Sage.
- Kilkelly, U. and Lundy, L. (2006) Children's rights in action: using the UN Convention on the Rights of the Child as an auditing tool, *Child and Family Law Quarterly*, 18 (3): 331-347.
- Oliver, C. (2008) Setting the scene: funding, patterns of advocacy provision and children's access to advocacy services, in C. Oliver and J. Dalrymple (eds.) *Developing Advocacy for Children and Young People: Current Issues in Research, Policy and Practice*. London: Jessica Kingsley.
- Oliver, C. and Dalrymple, J. (eds.)(2008) *Developing Advocacy for Children and Young people: Developing Issues in Research, Policy and Practice*. London: Jessica Kingsley.
- Parry, O., Pithouse, A., Anglim, C., and Batchelor, C. (2008) 'The tip of the iceberg' : children's complaints and advocacy in Wales – an insider view from complaints officers, *British Journal of Social Work*, 38 (1): 5-19.

- Payne, H. and Pithouse, A. (2006) More aspiration than achievement? Children's complaints and advocacy in health services in Wales, *Health and Social Care in the Community*, 14 (6): 563-571.
- Percy-Smith, B. (2006) From consultation to social learning in community participation with young people, *Children, Youth and Environments*, 16(2): 153-179.
- Pithouse, A. and Parry, O. (2005) Children's advocacy in Wales: organizational challenges for those who commission and deliver advocacy for looked after children, *Adoption and Fostering*, 29 (4): 45-56.
- Rees, S.(1991) *Achieving Power: Practice and Policy in Social Welfare*. Sydney, NSW: Allen & Unwin.
- Scottish Executive (2001) *Independent Advocacy: A Guide for Commissioners*. Norwich: The Stationery Office.
- Solomon, B. (1976) *Black Empowerment: Social Work in Oppressed Communities*. New York: Colombia University Press.
- Utting, W. (1997) *People Like Us: The Report of the Review of the Safeguards for Children Living Away from Home*. London: The Stationery Office.
- Welsh Assembly Government (2003) *National Standards for the Provision of Children's Advocacy Services*. Cardiff: Welsh Assembly Government.
- Wilson, A. and Beresford, P. (2000) 'Anti-oppressive practice' : emancipation or appropriation, *British Journal of Social Work*, 30: 553-573.
- Wyllie, J. (2000) *UCAN Project Annual Report 1999/2000*. London: The Children's Society.